

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

十和田市及び三沢市（以下「甲」という。）と横浜町（以下「乙」という。）は、平成 24 年 10 月 4 日に締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第 1 に次のように加える。

(6) 消費生活

① 消費生活相談体制等の充実

取組内容	甲の役割	乙の役割
複雑・多様化する消費生活相談に対応するため、圏域における広域的な取組を進める。	甲が設置する消費生活センターの広域利用を進め、乙と連携して圏域内の消費者相談の充実や消費生活に関する情報の提供・啓発に努める。	甲が設置する消費生活センターと連携を図り、圏域内の消費者相談の充実や消費生活に関する情報の提供・啓発に努めるとともに、甲に応分の経費を負担する。

この協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 26 年 9 月 30 日

甲 青森県十和田市西十二番町 6 番 1 号

十和田市

十和田市長

小山田

久



青森県三沢市桜町一丁目 1 番 38 号

三沢市

三沢市長

種市 一 正



乙 青森県上北郡横浜町字寺下 35 番地

横浜町

横浜町長

野坂

充

